

一 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 連結レバレッジ比率 自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>六 持株レバレッジ比率 持株自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)</p> <p>第三条 前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間を</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)</p> <p>第三条 前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間を</p>

いう。第十一条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号へ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

項)
(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率に

いう。第十一条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第三条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ハ中「この条、第四条、第十二条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号へ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

項)
(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

関する開示事項とする。

2～4 (略)

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならぬ。

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。))に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。以下同じ」とあるのは「をいう」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第六条第二項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中

2～4 (略)

(新設)

(新設)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。))に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第五条の規定により読み替

「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇十一（略）

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇十一（略）

十二 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十三 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号

えて準用する第四条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第六条第二項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇十一（略）

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇十一（略）

（新設）

（新設）

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号

に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4 (略)

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2～5 (略)

6 第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 持株レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならぬ。

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本

に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

4 (略)

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2～5 (略)

(新設)

(新設)

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本

本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 （略）

本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定量的な」と、同項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 （略）

十二 持株レバレッジ比率の構成に関する事項

十三 前四半期の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準行に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

3 (略)

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準

(新設)

(新設)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項(国内基準行に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

3 (略)

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項(国内基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げ

2
一～四 (略)
持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

2
一～四 (略)
る事項とする。

二 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

改正案	現行
<p>（半期の開示事項）</p> <p>第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。</p> <p>2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前</p>	<p>（半期の開示事項）</p> <p>第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ。」とあるのは「除く。」と読み替えるものとする。</p> <p>2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫に係るものに限る。）については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除</p>

項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しななければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

（連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に關する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ。）に關する開示事項とする。

2 5 4 （略）

5 第一項の連結レバレッジ比率に關する開示事項は、次に掲げる事

く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替えるものとする。

（連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に關する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 5 4 （略）

（新設）

項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならぬ。

（半期の開示事項）

第八条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第六条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しななければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るもの

（新設）

（半期の開示事項）

第八条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）については、第六条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ。」とあるのは「除く。」と読み替えるものとする。

2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る

に限る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度に係るものに限る。」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第九条第二項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期(四月から九月までの半期をいう。)」と、同条第六項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第九条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準金庫に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

2 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を

。)については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第九条第二項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第九条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

2 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る

算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十三 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた

原因(当該差異がある場合に限る。)

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4 (略)

。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(新設)

(新設)

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。

4 (略)